

(別表1)

子猫飼養管理支援ボランティアの要件

1	川崎市内又は川崎市近郊に在住する18歳以上の者であること。
2	集合住宅又は賃貸の場合、猫の飼養が規約等で認められていること。
3	ボランティア活動について、同居の家族全員の同意が得られていること。
4	すでに動物を飼養している場合、先住動物と隔離できるスペースがあること。 猫の場合は完全屋内飼養し、原則3種以上の混合ワクチンを定期的に接種していること。
5	「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」に定められた事項を遵守すること。
6	子猫の哺乳等飼養方法や健康管理に関して、センターの指導に従うこと。
7	子猫の飼養管理を行う施設の調査に同意すること。
8	ボランティアを行う上で必要となるミルク等の費用は、全額自己負担できること。
9	子猫を預かる期間は、日中留守にする時間が3時間を越えないこと。
10	子猫の一時預かりの提示に対し受け入れを希望する場合には、自家用車等で迅速に来所できること。
11	子猫の健康状態が悪くなる前に、兆候を見かけたらすぐにセンターに連絡すること。
12	子猫の健康状態が悪くなった場合、センターに返還することができるものとするが、返還する場合はセンターの業務時間内に連れてくること。動物医療機関へ相談する場合、費用は全額自己負担とすること。
13	子猫に病気、行動その他の問題があった場合、あるいは、その動物により問題が起きた場合、もしくは死亡した場合には、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
14	一時預かりを受けた子猫を利用して営利を目的とした行為を行わないこと。
15	一時預かりの期間は原則3か月齢までとし、期間を過ぎた場合センターに返還すること。
16	要件に適合していないことが明らかになった場合、センターから子猫の一時預かりを中止されても不服を申し立てないこと。